

村山市監査委員公告第 10 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 30 年 3 月 6 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 平成 30 年 2 月 14 日から平成 30 年 3 月 6 日
3. 監査の範囲 平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、所管課から提出された監査関係書類の調査及び検証をするとともに、平成 30 年 2 月 21 日に関係職員から説明聴取を行った。
5. 監査の結果 次のとおり、改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

〈指摘事項〉

1. 協定書等に基づく義務の履行の徹底について
「村山市公の施設の管理に関する基本協定書」第 21 条の規定によると、毎年度、各項に示した事項を記載した業務報告書を指定する期日までに

提出することとされている。しかしながら、提出された報告書について、記載内容の一部に不備が認められるものがある。

特に、次の3項目に関しては、協定内容どおりに事業が実施されているかどうかを確認する基本となる部分であり、より詳細な記載内容の報告書を作成のうえ提出されたい。

- ①管理施設の利用状況
- ②料金収入の実績及び管理経費等の収支状況
- ③自主事業の実施状況に関する事項

2. 契約締結時の適正な手続処理について

契約締結事務において、手続の一部に不備があるものがある。

- 1 者随意契約で契約の締結がなされているが、「村山市契約に関する規則」（昭和39年規則第4号）に則した方法による契約手続がとられておらず、改善を要する。

〈注意事項〉

1. 補助金交付申請におけるすみやかな交付手続等について

徳内ばやし振興事業補助金の交付手続において、交付申請を受けた後、すみやかに交付決定すべきであるが、1か月半後に交付決定をしているものがある。補助金等交付に関しては、「村山市補助金等交付規則」（昭和37年規則第13号）に則して手続を行うこととされている。同規則第6条に従い、交付申請があった際は、すみやかに交付決定をするようにされたい。